三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　福岡県八女市矢部村北矢部字護摩尻九六三六の一から九六三六の三まで、九六三七、九六四七の一、九六四七の二、矢部村矢部字焼山二二三五の一二、二二三五の一九、二二三五の二八、二二三五の三六
二　指定の目的　水源のかん養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千四十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月十九日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
奥谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市佐伯区五日市町大字保井田地内電子基準点広島二Ａを基準点とし、次に掲げる土地に在する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和八年内務省告示第百二十三号で指定した土地の区域を除く。）
基準点から四〇度二九分一一秒
一七七四九・〇二七メートルの地点　一号
標柱一号から一九二度三七分二七秒
一二二・七四三メートルの地点　二号
標柱二号から二四六度六分一六秒
一四〇・三四〇メートルの地点　三号
標柱三号から三〇三度二一分一二秒
三八・一四一メートルの地点　四号
標柱四号から三七度三四分一六秒
一二二・七九〇メートルの地点　五号
標柱五号から四八度五八分四四秒
一一七・八九一メートルの地点　六号
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
殿山川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十六年建設省告示第二百七十四号で指定した殿山川の土地の区域を除く。）
広島県尾道市瀬戸田町林
字上脇山　一四四四番　一号
字両方地　一四四七番一　二号から四号及び九号から十二号まで
一四四八番　五号及び八号
字殿山　五五九番　六号及び七号
五六一番　十三号
字上脇山　一四三三番　十四号から十七号まで
三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
便坂川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県三次市作木町上作木字中郷二四五番地内四等三角点中郷を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から九〇度一六分一八秒
四八一・七五六メートルの地点　一号
標柱一号から〇度八分一一秒
六五・七四九メートルの地点　二号
標柱二号から三六度四八分四五秒
五七・八一七メートルの地点　三号
標柱三号から一二度一五分三八秒
一二六・三二二メートルの地点　四号
標柱四号から六三度四七分一二秒
二二・九三四メートルの地点　五号
標柱五号から一五七度一一分四九秒
六三・三〇五メートルの地点　六号
標柱六号から九九度四二分九秒
六一・四二六メートルの地点　七号
標柱七号から一二五度五分四五秒
五七・四九九メートルの地点　八号
標柱八号から二〇一度二分四三秒
五・〇〇一メートルの地点　九号
標柱九号から二六二度一二分三一秒
八六・六三〇メートルの地点　十号
標柱十号から二一一度五一分一〇秒
七八・五〇一メートルの地点　十一号
標柱十一号から二七四度二五分一三秒
五三・七〇六メートルの地点　十二号
標柱十二号から一九二度二四分三六秒
七五・〇八〇メートルの地点　十三号
四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宇佐谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県山県郡安芸太田町大字坪野字宇佐地内一級基準点ＮＯ・二二を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十一年建設省告示第二千四百三十六号で指定した宇佐谷川の土地の区域を除く。）
基準点から三四六度三二分五六秒
三五二・九八五メートルの地点　一号
標柱一号から二六七度一四分四八秒
九・〇五五メートルの地点　二号
標柱二号から二九三度〇二分三〇秒
八・六八二メートルの地点　三号
標柱三号から二八二度一八分二六秒
二六・六〇〇メートルの地点　四号
標柱四号から二五七度四九分一八秒
五六・五六二メートルの地点　五号
標柱五号から三〇六度三七分一一秒
一〇五・二六〇メートルの地点　六号
標柱六号から七一度五六分〇六秒
五四・四九三メートルの地点　七号
標柱七号から九九度四三分五六秒
六五・〇一四メートルの地点　八号
五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
坪野川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から太田川合流点までの区間の河川の中心線から左右各岸五・五メートルまでの土地の区域（昭和四十七年建設省告示第四百七十四号で指定した同号十三に掲げる土地及び昭和五十四年建設省告示第八百七十一号で指定した同号八に掲げる土地の区域を除く。）
広島県山県郡安芸太田町大字坪野字本郷
八一六番一二　一号
八七二番二　二号
六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小僧津川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
広島県山県郡安芸太田町大字穴字昌原
六三〇〇番　一号
二六七四番一　二号
二六六六番　三号
二六六三番　四号
二六二四番　五号
二六一二番一　六号
二六一一番　七号
六一七四番一　八号及び九号
六一七五番　十号
六一八〇番四地先道路敷　十一号
六一九四番二地先道路敷　十二号
六二〇一番　十三号
六二〇六番一地先道路敷　十四号
六一七二番　十五号
二六一二番三地先道路敷　十六号
二六一三番三　十七号

○国土交通省告示第千四十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月十九日

国土交通大臣　前田　武志